

防火水槽設置に関する指示書

年 月 日

様

和泉市消防長

防火水槽及び採水口の設置について、下記事項を遵守することを指示します。

記

- 1 設計図書を工事着手1か月前までに各2部提出すること。必要な書類は次のとおりとする。
 - (1) 防火水槽設計届出書(様式第4号)
 - (2) 位置図、土地利用計画図、防火水槽位置図
 - (3) 防火水槽構造図(型式認定書も添付)
 - (4) 防火水槽鉄蓋図、標識図
 - (5) 採水口構造図、配管図(採水口設置時)
- 2 防火水槽の周囲に1m以上の空地を確保し、防火水槽用地に境界明示をすると共に事故防止の措置を講ずること。
- 3 防火水槽の鉄蓋及び標識の規格は別紙のとおりとする。
- 4 採水口は双口型とし、口径は75mmのメスネジとする。採水口までの配管の口径は、100mm以上の鋼管を使用すること。ただし、火災の影響を受けるおそれがない部分については、水道配水用ポリエチレン管とすることができる。
- 5 各工程において、次の検査を受けること。
 - (1) 中間検査(防水施工後)
 - (2) 減水状況追跡検査(水補給完了後及び2週間後)
 - (3) 完成検査採水口設置する場合(1) 採水口中間検査(水補給前) (2) 採水口完成検査
※各検査の実施については、警備課(0725-41-6449)へ事前連絡すること。
- 6 防火水槽への水補給は上水道にて行い、補給完了後に警備課の確認を受けること。なお、開発地内の消火栓から補給する場合は、あらかじめ上下水道部と協議すること。
- 7 防火水槽の完成検査が完了すれば、遅滞なく帰属手続きを行うこと。
- 8 防火水槽帰属手続きに必要な書類は次のとおりとする。

土地なし 各2部	土地付き 各3部
(1) 寄付申込書【土地なし用】	(1) 寄付申込書【土地付き用】(原本2、写1)
(2) 公図(分筆後のもの)	(2) 登記承諾書(原本2、写1)
(3) 地籍測量図	(3) 登記原因証明情報(原本2、写1)
(4) 位置図	(4) 個人の場合 印鑑証明書(原本1、写2)
(5) 土地利用計画図	法人の場合 印鑑証明書、資格証明書(原本1、写2)
(6) 防火水槽位置図	(5) 公図(分筆後のもの)
(7) 防火水槽構造図(型式認定書も添付)	(6) 地籍測量図
(8) 防火水槽鉄蓋図・標識図	(7) 登記事項証明書
(9) 採水口構造図・配管図(採水口設置時)	(8) 位置図
(10) 工程写真 (基礎ベース・据置・防水・完成)	(9) 土地利用計画図
	(10) 防火水槽位置図
	(11) 防火水槽構造図(型式認定書も添付)
	(12) 防火水槽鉄蓋図・標識図
	(13) 採水口構造図・配管図 ※採水口設置時
	(14) 工程写真 (基礎ベース・据置・防水・完成)
- 9 その他必要事項